



平成 22 年 8 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 さかい
代表者名 代表取締役社長 緒方 智
コード番号 7622
問合せ先 取締役管理本部長 中澤 剛介
電話番号 052-910-1729

第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行のお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 13 日開催の取締役会において、第三者割当により第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の発行を決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当社取締役のうち、割当先の役職員を兼任している杉本 英雄、山下 淳、梶浦 章史は決議に参加しておりません。

記

1. 募集の概要

(1) 発行期日	平成 22 年 8 月 31 日
(2) 新株予約権の総数	40 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は金 100,000,000 円 (額面 100 円につき金 100 円) 各本新株予約権の発行価額は無償とする。
(4) 当該発行による潜在株式数	943,396 株
(5) 資金調達の額	100,000,000 円
(6) 転換価額	本新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき 1 株当たりの額 (以下「転換価額」という。)は、106 円とする。 なお、転換価額の修正は行われない。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当により全額を株式会社ジー・コミュニケーションに 割り当てる。
(8) その他	有価証券届出書の効力発生を前提とします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当該資金調達の背景、目的及び理由

当社は創業以来、東海地区を地盤に、「お手頃な価格」や「親しみやすい店舗づくり」による焼肉業態を中心にフランチャイズ加盟店の協力も得まして全国展開しております。

当社は株式会社ジー・コミュニケーション(本店所在地 名古屋市北区)を親会社とする企業グループに属することとなった平成 19 年 5 月以降、同社及び同社グループの店舗運営ノウハウの共有やグループ運営によりスケールメリットを共有することが可能となり、業績の低迷からの脱却に注力してまいりました。

こうした取り組みを実施しているものの、世の経済環境は未だに厳しく、当社ビジネスにおける経営環境も厳しさを増しておりますが、当社が継続的に成長するためには、強い業態の出店による

ご注意：この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

収益機会の確保、並びに自己資本の拡充を中心とした財務基盤の強化による安定的な投資が必要と考えております。

また、既存店舗を新業態へ計画的にリニューアルすることで競争力を維持し、年末年始の繁忙期に備えるためにも現段階で早急に投下できる資金が必要と判断したため、本第三者割当増資にて調達することといたしました。また、第三者割当増資による資金の調達を大阪カルビ及び、とりバックスへの業態転換へ充当することで、事業の成長と収益の向上を図り、内部留保を充実させ、株主の皆様への利益還元においても早期化につながるものと考えております。

(2) 当該資金調達方法を選択した理由

当社は、今回の資金調達に関して、希薄化の影響を抑制、資金調達の確実性、財務基盤の強化を図るべく様々な調達手段を検討してまいりました。このような観点を踏まえ、今般、当社は、上記の3点すべてを充足する調達手段として本新株予約権付社債の発行を選択することといたしました。

また、本新株予約権付社債は、第三者割当方式となっており、現在の厳しいマーケット環境化においても発行が可能であり、かつ下記のとおり、希薄化の影響を抑制、転換による株価への影響低減等、既存株主に配慮した商品性を有するものとなっております。

希薄化の影響を抑制

本新株予約権付社債の転換価額は106円であり、条件決定時の株価を基準としてディスカウント発行となる公募増資等に比べて潜在株式数を減少させることができ、株式転換が行われない場合には希薄化が生じないなどの特徴があります。

資金調達の確実性

本新株予約権付社債の発行は、新株予約権の発行と異なり、発行時点において資金調達を確実に行うことができ、既存店舗を新業態へ計画的にリニューアルすることで競争力を維持し、年末年始の繁忙期に備えるためにも現段階で早急に投下できる資金が調達できると考えております。

財務基盤の強化

本新株予約権付社債の発行は、将来の株価が上昇した場合に転換が進むと、固定長期適合率が改善されるとともに、確実な自己資本増強が期待され、当社の更なる財務基盤強化につながると考えております。

3. 調達する資金の額、用途及び支出時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
100,000,000円	4,500,000円	95,500,000円

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2 発行諸費用のうち主なものは、弁護士・評価機関等への報酬、発行資料作成費用であります。

(2) 調達する資金の支出予定時期

具体的な用途	金額	支出予定時期
7/15 オープンの新業態5店舗 の改装費及び諸費用	77百万円	平成22年8月
9月オープンの新業態2店舗 の改装費及び諸費用	18百万円	平成22年10月から 平成22年11月まで

- 1 大阪カルビ名古屋錦店12百万円・大阪カルビ愛知長久手店15百万円・大阪カルビ名古屋岩塚店17百万円・大阪カルビ愛知三好店16百万円・大阪カルビ名古屋今池店17百万円の5店舗です。
2 とりバックス静岡インター店9百万円・とりバックス伊丹大鹿店9百万円の2店舗です。

ご注意：この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

近年の我が国経済は、景気の停滞が長期化しており、雇用情勢の不安や節約志向による個人消費の低迷により、外食産業の収益改善においては極めて厳しい状況が続いております。

このような環境の中、当社は「不景気の中でも選ばれる店舗」を目指し、質・価格・サービスを重要視した質の高い店舗運営を強化するため、低価格焼き肉業態「大阪カルビ」を平成 21 年 4 月より、また、平成 14 年から、既存の焼鳥屋のイメージを払拭し、カップルからファミリー・シニア層までファミリーレストランや居酒屋感覚で気軽にご来店していただける郊外型の鶏料理レストラン「とりボックス」を出店しております。

その結果、既存当社ブランド店舗と比べ、客単価の減少はありましたが、売上高と客数が増加し、利益を獲得することができました。

よって、今後は既存店舗の「大阪カルビ」業態及び、「とりボックス」業態への改装を積極的に展開し、今後も売上高・客数の獲得に努め、利益の増大を図る事が、当社事業の拡大及び企業価値の向上にとって非常に重要であるため、資金使途として合理性があると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、社債と新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、転換価額を前提とした新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に新株予約権を付した結果、本新株予約権全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることができる経済的価値とを勘案した結果、発行価額は、本社債額面 100 円につき金 100 円、新株予約権については無償といたしました。

また、当社は、独立した第三者機関である松山公認会計士事務所に本新株予約権付社債の価値算定を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を受領しております。松山公認会計士事務所は新株予約権の部分の価値についてはブラック・ショールズモデルにより、社債部分の価値については、当社の資本コストから確定利率を割引くことによって算定した結果、本新株予約権付社債の価値は額面 100 円につき 103.189 円としております。

当社といたしましては、当社が決定した発行価額と提示された算定結果からみて、おおむね均衡していると思われるため、妥当であるという判断に至りました。

転換価額は、発行決議日前日の終値である 104 円を参考に、1 株当たり 106 円といたしました。当社といたしましては、株式会社大阪証券取引所が公表した当社終値の平均値は、過去 1 ヶ月間が 106 円、過去 3 ヶ月間が 109 円、過去 6 ヶ月間が 113 円であり、転換価額との乖離が大きくないと見られるため、妥当であるという判断に至りました。

また、当社は、独立した第三者機関である島村和也弁護士より有利発行への該当性に関する意見書を受領しております。

島村和也弁護士は、本新株予約権付社債の発行価額、転換価額および新株予約権付社債の価値にかかる第三者機関の算定結果を総合的に勘案し、会社法第 238 条第 3 項第 1 号への該当性について検討を行った結果、発行会社の株式会社ジー・コミュニケーションに対する本件新株予約権付社債の発行は、有利発行に該当しないと評価しました。

当社の監査役会は、本新株予約権付社債の転換価額が発行決議日の前日及び過去 1 カ月間、3 カ月間、6 カ月間のいずれの期間の終値の平均値からも 10%以上ディスカウントされていないことから、本新株予約権付社債の発行は有利発行には当たらず適法である旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

ご注意：この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数 943,396 株（議決権の数 9,433 個）は、当該新株予約権付社債の発行前（平成 22 年 8 月 13 日現在）の発行済株式総数 22,662,000 株（議決権の数 224,793 個）の 4.19%（議決権ベース）となり、当該社債に付された新株予約権の行使により 1 株当たりの株式価値の希薄化が生じる可能性があります。なお、本新株予約権の全てが行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものではありません。また、本社債の転換価額には、いわゆる M S C B 等に該当するような転換価額修正条項を付していません。

すなわち、本新株予約権付社債の発行と転換により、収益性の向上及び業容の拡大を図るために必要な財務体質の強化を図ることが可能となり、その結果株主価値の向上が見込まれるため、合理的な規模であると判断しております。

また、本新株予約権付社債は転換価格修正条項が付されておらず、一定の事由により調整される場合を除いては常に一定であり、権利行使による潜在的希薄化の規模は発行時に確定します。したがって、本新株予約権付社債の発行は、既存株主様への影響を限定するものであると考えております。

以上のような理由から、発行数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

（平成 22 年 3 月 31 日）現在

名称	株式会社ジー・コミュニケーション		
所在地	愛知県名古屋市中区黒川本通 5 丁目 12 番地の 3		
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 杉本 英雄		
事業内容	連結持株親会社及び店舗デザイン施工業務		
資本金の額	3,754 百万円		
設立年月日	平成 9 年 6 月 5 日		
発行済株式数	14,249,000 株		
決算期	3 月 31 日		
従業員数	1550 名（連結）		
主要取引先	ホシザキ東海株式会社、神田印刷工業株式会社、丸久永井工務店有限会社		
主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行（名古屋営業本部）、みずほ銀行（築地支店）、りそな銀行（名古屋営業本部）、三井住友銀行（高円寺支店）		
大株主及び持株比率	株式会社 フーディーズ	50.98%	
	株式会社 ベンチャーリンク	13.46%	
	NIS グループ 株式会社	10.37%	
	株式会社 コムネットバンク	4.37%	
	ジャフコ V1-B	2.18%	
当時会社間の関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数（平成 22 年 6 月 30 日現在）	-
		割当先が保有している当社の株式の数（平成 22 年 6 月 30 日現在）	11,420,000 株
	取引関係	業務運営における助言、店舗の施工、備品の購入	
	人的関係	割当予定先より下記の 3 名を引き受けております。 取締役 杉本 英雄（代表取締役） 山下 淳（総務部 部長） 監査役 梶浦 章史（経理部 部長）が兼任	
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の親会社に該当するため、関連当事者に該当します。	
最近 3 年間の経営成績及び財政状態	平成 20 年 5 月期（単体）	平成 21 年 3 月期（連結）	平成 22 年 3 月期（連結）

ご注意：この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(単位：千円)			
純資産	8,678,665	7,945,339	9,281,000
総資産	14,346,820	32,547,496	31,240,000
売上高	4,565,228	63,958,233	51,533,000
営業利益	109,767	1,429,940	370,000
経常利益	670,427	1,888,145	783,000
当期純利益又は 当期純損失	75,345	950,635	28,000
1株当たり当期純利益 (円)	5,499.36	66.8	2
1株当たり配当金(円)	6,000	0	0
1株当たり純資産(円)	611,087.54	321.88	313.22

- (注) 1 平成20年10月31日付で1株につき、1,000株の割合で株式分割をしております。
2 平成21年3月期に、決算日を5月31日から3月31日に変更しております。
3 平成21年3月期より、連結財務諸表を作成しております。
4 株式会社フーディーズは平成22年8月31日をもって、保有する全株式を阪神酒販株式会社に売却する基本合意を平成22年8月11日付けで締結しております。
5 新たな親会社及びその取引先についても反社会的勢力等と取引関係および資本関係を有していないことを確認しており、確認書類を大阪証券取引所に提出をしております。

(2) 割当予定先を選定した理由

今回の資金調達にあたり、当社といたしましては、当社事業を支援していただける事業会社であることを条件として割当予定先を選定を行いました。

割当先となる株式会社 ジー・コミュニケーションは、当社の筆頭株主であり、親会社であります。同社には以前より、当社事業を理解していただいており、事業内容を高く評価していただいております。

今回の資金調達にあたり、当社から出資を打診したところ、承諾を得たため、同社を割当先として選定いたしました。

なお、面談等を通じて同社及びその取引先が反社会勢力との取引関係および資本関係を有していないことを確認しており、同社からも、この度の本新株予約権付社債の引受けに伴い、反社会的勢力の関与がない旨を書面にて確認しており、割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を大阪証券取引所に提出をしております。

(3) 割当予定先の保有方針

株式会社 ジー・コミュニケーションは、当社の筆頭株主であり親会社であります。同社には以前より、当社事業を理解していただいており、事業内容を高く評価していただいているため、本新株予約権付社債の転換は、時期を見ながら中期的に転換をするか判断をするとの方針を伺っており、転換により取得した株式は、中長期的に保有する方針と伺っております。また、新株予約権付社債の譲渡には、弊社取締役会決議による事前承認が必要となっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権付社債の払込みについて、払込期日に全額を払込む旨の確約を株式会社 ジー・コミュニケーションより得ております。また同社の平成22年8月4日時点の預金口座のコピーを受領し、本新株予約権付社債の発行に係る100百万円の払込みに足る現預金を有していることを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成21年6月30日現在)		募集後(反映後)	
(株)ジー・コミュニケーション	50.80%	(株)ジー・コミュニケーション	52.78%

ご注意：この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

稲畑産業(株)	4.11%	稲畑産業(株)	3.94%
(株)サカイ産業	3.26%	(株)サカイ産業	3.13%
アリアケジャパン(株)	1.93%	アリアケジャパン(株)	1.85%
(株)大光	1.37%	(株)大光	1.31%
坂井哲史	0.58%	坂井哲史	0.56%
(株)松屋栄食品本舗	0.44%	(株)松屋栄食品本舗	0.43%
(株)J・ARTレストランシステムズ	0.44%	(株)J・ARTレストランシステムズ	0.42%
(株)トーア食産	0.44%	(株)トーア食産	0.42%
楽天証券(株)	0.44%	楽天証券(株)	0.42%
(株)ファームランド	0.44%	(株)ファームランド	0.42%

(注) 1 平成 22 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 割手後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成 22 年 3 月 31 日現在の発行済株式数をもとに、本社債の全てを転換した場合の株式数を加えて算出しております。

8. 今後の見通し

本新株予約権付社債の第三者割当発行による平成 23 年 3 月期の業績への影響は軽微であります。今後の当社業績はすべての部門において日本経済の回復状況に大きく依存しており、今後しばらくは、厳しい状況が続くと予想されますが、新規業態店舗への研究、開発に重点を置いた経営方針を愚直に遂行し、早期の回復に努めてまいります。

9. 企業行動規範上の手続き、及び少数株主等に関する事項

(1)本新株予約権付社債の第三者割当は、希薄化率が 25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと（なお、本新株予約権の全てが権利行使された場合でも、支配株主の異動はありません。）から、JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例第 2 条に定める独立の第三者からの意見入手及び株主の意思確認の手続きは要しません。

(2)一方、本件取引は支配株主との取引であることから、JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例第 1 1 条の 2 に定める少数株主にとって不利益でないものに関する意見を、支配株主と利害関係のない島村和也弁護士から入手しました。

その意見は、平成 22 年 8 月 12 日に、当社事務所にて手渡され、本新株予約権付社債の発行の目的、本発行に至る経緯、本発行における対価の公正性、本発行による企業価値の向上への評価などの観点から、本新株予約権付社債の発行において支配株主の権限濫用と判断されるような少数株主の不利益があるとは認められないとのことでありました。

また、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社取締役を兼任する株式会社ジー・コミュニケーションの代表取締役 杉本英雄と同社総務部部長の山下淳は、本新株予約権付社債の発行に係る取締役会の審議及び決議には参加しない措置を講じています。

(3)支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針の適合状況

当社は、支配株主との取引条件等におきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら社内規定に則り手続きし合理的に決定しており、支配株主との取引が、当社ひいては少数株主の権利を害することのないよう、常に留意してまいりました。

本取引についても、第三者の意見を入手することを行っており、上記指針に適合していると考えております。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1)最近 3 年間の業績（非連結）（単位：百万円）

事業年度の末日	平成 20 年 3 期	平成 21 年 3 期	平成 22 年 3 期
売上高	11,467	10,166	7,483
営業利益	813	479	133
経常利益	688	491	121

ご注意：この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当期純利益	654	349	-57
1株当たり当期純利益(円)	32.01	21.94	-7.29
1株当たり配当金(円)	0	0	0
1株当たり純資産(円)	72.40	94.50	87.95

(2)現時点における発行済み株式数及び潜在株式数の状況(平成22年8月13日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	22,662,000株	100.00%
現時点の転換価額(転換価額)における潜在株式数の総数	-	-

(3)最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始値	498円	145円	113円
高値	500円	187円	152円
安値	131円	84円	109円
終値	146円	114円	115円

最近6ヶ月の状況

	平成22年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	125円	123円	115円	116円	111円	110円
高値	126円	126円	118円	117円	113円	110円
安値	118円	112円	113円	109円	109円	104円
終値	121円	115円	116円	111円	110円	105円

発行決議日前日における株価

	平成22年8月12日現在
始値	105円
高値	105円
安値	103円
終値	104円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当増資

発行期日	平成21年1月16日
発行株式数	1,500,000株
調達資金の額	150,000,000円
募集時における発行済株式数	20,627,000株
当初の資金使途	新規店舗設備及び運転資金
割当先	株式会社ジー・コミュニケーション 株式会社大光 株式会社トーア食産 株式会社松屋栄食品本舗
支出時期	平成21年2月1日～平成21年6月30日
現時点における充当状況	新規店舗設備及び運転資金に全額充当

第三者割当増資

ご注意：この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

発行期日	平成 21 年 3 月 4 日
発行株式数	100,000 株
調達資金の額	10,800,000 円
募集時における発行済株式数	22,127,000 株
当初の資金使途	新規出店費用及び店舗リニューアル設備資金等
割当先	株式会社トーア食産
支出時期	平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日
現時点における充当状況	新規出店費用及び店舗リニューアル設備資金等に全額充当

第三者割当増資

発行期日	平成 21 年 9 月 30 日
発行株式数	435,000 株
調達資金の額	50,025,000 円
募集時における発行済株式数	22,227,000 株
当初の資金使途	店舗リニューアル費用および関連諸費用
割当先	アリアケジャパン株式会社
支出時期	平成 21 年 10 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日
現時点における充当状況	店舗リニューアル設備資金に全額充当

以 上

ご注意：この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社さかい
第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

発 行 要 項

- | | | |
|----|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 社債の名称 | 株式会社さかい第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2 | 発行総額 | 金 100,000,000 円 |
| 3 | 発行価格 | 額面 100 円につき金 100 円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。 |
| 4 | 各社債の金額 | 金 2,500,000 円の 1 種 |
| 5 | 社債券の形式 | 無記名式
本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券は発行しないものとする。 |
| 6 | 利率(%) | 年率 3 % |
| 7 | 償還金額 | 額面 100 円につき金 100 円 |
| 8 | 償還期限 | 平成 27 年 8 月 31 日(月) |
| 9 | 申込期日 | 平成 22 年 8 月 31 日(火) |
| 10 | 払込期日 | 平成 22 年 8 月 31 日(火) |
| 11 | 募集方法 | 本新株予約権を割り当てる日は、平成 22 年 8 月 31 日とする。
第三者割当ての方法により、全額を株式会社ジー・コミュニケーションに割当てる。 |
| 12 | 物上担保・担保保証の有無 | 本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。 |
| 13 | 財務上の特約(担保提供制限) | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。 |
| 14 | 利払日 | 毎年 2 月末日及び 8 月末日 |
| 15 | 利息支払の方法 | 1 利息支払の方法及び期限
(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債が償還される日までこれをつけ、平成 23 年 2 月 28 日を第 1 回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年 2 月末日及び 8 月末日(以下「利払日」という。)に、当該利払日の直前の利払日(第 1 回の利払日においては払込期日)の翌日から当該利払日までの期間(以下「利息計算期間」という。)について、各々その日までの前半が年分を支払う。 |

ご注意：この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 利息を計算するときは、両端及び1年を365日とした日割計算とし、除算は最後に行い、円位未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。上記(1)に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。

(3) 利払日が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払いを当該利払日の前営業日に繰り上げるものとする。

(4) 次の()及び()の場合における各本社債の利息の発生並びに未払経過利息の支払いについては、それぞれ以下に定める通りとする。

() 本新株予約権が行使された場合

本新株予約権の行使日以降、当該行使に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該行使の効力発生日において残存する未払経過利息及び未払残高は、当該行使の効力発生日後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとする。

() 償還の場合

本社債の償還期日以降、当該償還に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還期日において残存する未払経過利息及び未払残高は、当該償還期日において第16項第2号の規定に従い、償還とともに本社債に係る利息として支払われる。

2 利息支払事務取扱者(利息支払場所)

株式会社さかい 管理本部

1 償還金額

額面100円につき金100円

2 償還の方法及び期限

(1)平成27年8月31日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

(2)当社の選択による繰上償還

当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をすることを当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)で決議した場合、当該組織再編成行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、取締役会の決議により本新株予約権付社債を取得する日(以下「繰上償還日」という。)を定めたときは、当該本新株予約権付社債の社債権者に対し、繰上償還日から1か月以上の事前通知を行った上で、残存する本社債の全部または一部を各本新株予約権付社債1個につき金100円で繰上償還することができる。

(3)買入消却

当社は、発行日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。

(4)本社債の満期償還日(繰上償還された場合には繰上償還日)が東京における銀行休業日であるときは、支払いはその前営業日にこれを繰り上げる。

16 償還の方法及び期限

ご注意：この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	3 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） 株式会社さかい 管理本部
17 本社債に付された本新株予約権の数	各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
18 本新株予約権の発行価格	本新株予約権は無償にて発行するものとする。
19 新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
20 新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求（第21項に定義する。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額（以下に定義する。）で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 なお、「転換価額」とは、第24項第2号記載の金額を指すが、これが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。
21 新株予約権の行使期間	平成22年9月1日から平成27年8月29日までの間（以下、「行使可能期間」という。）いつでも本新株予約権を行使すること（以下、「行使請求」という。）ができる。但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、所定の償還請求書が第16項第3号記載の償還金支払場所に提出されたときまで、また 期限の利益の喪失（第34項に定義する。）の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記のいずれの場合も、平成27年8月30日より後に本新株予約権を行使することはできない。
22 新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
23 自己新株予約権の取得の事由及び消却の条件	該当事項なし。
24 新株予約権の行使時の払込金額	なお、本新株予約権の取得事由は定めない。 1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。 2 転換価額は、当初1株につき106円とする。
25 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金100,000,000円
26 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、106円とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意：この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

27 転換価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整します。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株あたりの発行・処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによります。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合

調整後の転換価額は、払込期日または払込期日の末日の翌日以降、また、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

式分割または普通株式の無償割当をする場合
調整後の転換価額は、当該株式分割または無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

(ア) 項(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したのものとして本 を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で取得または行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)または新株予約権の払込期日または払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

ご注意：この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(イ) 換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の当社普通株式終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ウ) 換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

(5) 本項(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

28 代用払込みに関する事項

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。

29 行使請求受付場所

株式会社さかい 管理本部

30 行使請求取次場所

該当事項なし。

31 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

ご注意：この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- 32 新株予約権の譲渡に関する事項 本社は会社法第 254 条第 2 項本文および第 3 項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会決議による事前の承認を要するものとする。
- 33 期限の利益喪失に関する特約 当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。
 (1) 当社が、いずれかの本社債につき、第 13 項の規定に違背し、7 日以内にその履行をすることができないとき。
 (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。
 (4) 当社が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
 (5) 当社が、破産宣告、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続き開始決定若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
 当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。
- 34 本社債権者に通知する場合の公告の方法 本社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。
- 35 社債権者集会に関する事項 (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 3 週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
 (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 (3) 本社債総額の 10 分の 1 以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- 36 費用の負担 以下に定める費用は当社の負担とする。
 (1) 公告に関する費用
 (2) 社債権者集会に関する費用
- 37 新株予約権の行使請求の方法 (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、第 22 項記載の行使可能期間中に第 29 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 (2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- 38 新株予約権の効力発生時期 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第 29 項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

ご注意：この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- 39 株券の交付方法 当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する、口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口への増加の記録を行うことにより株式を交付します。
- 40 準拠法 日本法
- 41 本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする理由 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等その他の発行条件により当社が得られる経済価値とを勘案して、本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。
42. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。
43. 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。